



令和5年度

第1回 佐伯市地域自立支援協議会

第1回 佐伯市障がい者計画等策定委員会



—完全参加と平等—

令和5年7月13日（木）

佐伯市地域自立支援協議会及び
佐伯市障がい者計画等策定委員会委員名簿

(任期 令和6年3月31日まで)

	団 体 名 称 等	氏 名	備 考
1	番匠の里 施設長	藤 田 淳 実	
2	佐伯あけぼの会 会長	郡 司 一 郎	
3	エバーグリーン 施設長	上遠野 靖 広	
4	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	村 上 素	
5	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨 宮 洋 子	
6	番匠の里育成会 会長	利 光 和 美	新任
7	清流の郷 施設長	平 山 和 也	
8	のびのびランド 施設長	後 藤 馨	
9	児童発達支援センターつぼみ 施設長	佐々木 靖 生	
10	大分県なおみ園 園長	石 山 龍 也	新任
11	さつき園中江 施設長	工 藤 豊 広	
12	げんきファーム施設長	五 島 俊 雄	
13	NPO法人 虹の翼 理事長	田 中 努	
14	NPO法人 清望会 理事長	青 木 清一郎	
15	佐伯市社会福祉協議会 豊寿苑苑長	大 石 ゆかり	
16	佐伯市民生児童委員協議会 会長	西 嶋 信 子	
17	佐伯市ボランティア連絡協議会 代表	内 田 清 子	
18	佐伯市医師会 代表	簀 戸 聖 子	
19	大分県南部保健所 所長	林 下 陽 二	新任
20	佐伯公共職業安定所 所長	甲 斐 昭 臣	
21	大分県立佐伯支援学校 校長	堂 脇 真理子	新任
22	佐伯商工会議所 専務理事	岩 崎 栄	新任
23	佐伯市区長会連合会 会長	宮 崎 正 豊	
24	佐伯市福祉保健部 部長	加 藤 壮 二	新任
25	佐伯市教育委員会 学校教育課 課長	柳 井 慎 也	

令和5年度
第1回佐伯市地域自立支援協議会
第1回佐伯市障がい者計画等策定委員会

と き 令和5年7月13日（木）
午後3時～

ところ 佐伯市役所 6階 大会議室

(次 第)

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
- 4 議 事

佐伯市地域自立支援協議会

- (1) 相談支援センターの令和4年度活動報告及び令和5年度活動計画について
- (2) 令和5年度専門部会の活動計画について
- (3) 佐伯市「協議の場」の設置に向けて（案）
- (4) その他

佐伯市障がい者計画等策定委員会

- (1) 佐伯市障がい福祉計画（第6期）等の実績報告について

- 5 閉 会

令和5年度

第1回佐伯市地域自立支援協議会資料

佐伯市障がい者相談支援センター すきっぷ 相談支援事業 活動報告

(3事業所合計分：令和4年4月～令和5年3月分)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計		
						R4	R3	
会 議	個別調整会議		42	81	3	126	155	
	その他の会議		7	28	31	66	46	
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独	76	64		140	159	
		合 同		58	51	2	111	150
	来 所	単 独		31	54	2	87	112
		合 同		30	26		56	66
	電 話	利用者	3	178	343	24	548	413
		行政機関		193	251	2	446	263
		関係機関	2	386	532	15	935	731
	電子メール	利用者	5	45	51	11	112	116
行政機関			4	5		9	2	
その他必要な支援等（通院同行等）		1	55	66		122	121	
連絡調整	利用者		186	245	20	451	450	
	行政機関		172	215	3	390	612	
	関係機関		379	439	16	834	913	
資料等の作成	相談記録		1,311	1,346		2,657	2,254	
	調整会議等資料作成		82	45		127	121	
	その他		83	102		185	232	
合 計		11	3,318	3,944	129	7,402	6,916	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計	
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	R4	R3
福祉サービス利用等	198	235	182	2	117	5	43	464	1,246	1,081
障害や病状の理解に関する相談	2	1						2	5	18
健康管理・服薬管理相談	24	2	5		1		1	1	34	38
不安の解消・情緒安定に関する相談		3	10		5		8	9	35	62
子育て・教育・療育に関する相談		3			2			20	25	19
家族・対人関係に関する相談	1	5						7	13	8
家計・経済に関する相談	3	4						1	8	3
生活技術に関する相談	1						1		2	1
就労に関わる相談	3	1	19		6	1	12	54	96	77
社会参加・余暇活動に関する相談		28							28	1
権利擁護・成年後見										
居住支援（住宅環境・改造等含む）	11		1					5	17	4
財産・金銭管理に関わる相談			2				5	25	32	11
家族支援に関する相談	3				3		15	9	30	8
福祉用具に関する相談	6								6	26
手帳・年金申請等	21	25	7		2		6	38	99	88
介護等										
日常生活支援	11	21	59	1	22		44	170	328	351
コミュニケーション支援										
移動（屋内・屋外）										2
サービス苦情に関する相談										
その他	28	11	100	1	34	2	47	339	562	335
合 計	312	339	385	4	192	8	182	1,144	2,566	2,133
合計の実人員（障害者）	194	91	147		33	4	74	280	823	809
合計の実人員（障害児）		23		1	26		1	26	77	72

相談支援事業活動報告

事業所名：清流の郷 障がい者相談支援センター
(令和4年4月～令和5年3月分)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計		
						R4	R3	
会議	個別調整会議		9	15	1	25	32	
	その他の会議		3	10	10	23	19	
相談 ・ 援助	訪問	単 独	36	37		73	92	
		合 同	24	20		44	40	
	来 所	単 独	9	9		18	34	
		合 同		5		5	11	
	電 話	利用者		39	33	1	73	49
		行政機関		9	7		16	13
		関係機関		57	57		114	124
	電子メール	利用者						
行政機関								
その他必要な支援等（通院同行等）			3			3	9	
連絡調整	利用者		58	71	18	147	111	
	行政機関		18	26	3	47	54	
	関係機関		81	72	10	163	147	
資料等の作成	相談記録		141	177		318	307	
	調整会議等資料作成		23	25		48	48	
	その他		76	101		177	189	
合 計			591	660	43	1,294	1,279	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計	
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	R4	R3
1 福祉サービス利用等	198	3	6			5		4	216	265
2 障害や病状の理解に関する相談	2							1	3	
3 健康管理・服薬管理相談	24								24	19
4 不安の解消・情緒安定に関する相談										
5 子育て・教育・療育に関する相談										
6 家族・対人関係に関する相談	1								1	2
7 家計・経済に関する相談	3							1	4	
8 生活技術に関する相談	1								1	
9 就労に関わる相談	3		1			1	1	1	7	7
10 社会参加・余暇活動に関する相談										
11 権利擁護・成年後見										
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	11		1						12	2
13 財産・金銭管理に関わる相談										1
14 家族支援に関する相談	3								3	4
15 福祉用具に関する相談	6								6	26
16 手帳・年金申請等	21	1						2	24	3
17 介護等										
18 日常生活支援	11							1	12	9
19 コミュニケーション支援										
20 移動（屋内・屋外）										1
21 サービス苦情に関する相談										
22 その他	28	1				2		2	33	33
合 計	312	5	8			8	1	12	346	372
合計の実人員（障害者）	194	2	8			4	1	12	221	236
合計の実人員（障害児）										

相談支援事業活動報告

事業所名：相談支援事業所ライフネット

(令和4年4月～令和5年3月分)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計		
						R4	R3	
会議	個別調整会議		23	32		55	76	
	その他の会議		1	9	9	19	10	
相談 ・ 援助	訪問	単 独	26	17		43	30	
		合 同		27	27	1	55	102
	来 所	単 独		7	12		19	23
		合 同		18	18		36	37
	電 話	利用者		89	227	10	326	246
		行政機関		158	222		380	191
		関係機関	2	225	379	11	617	453
	電子メール	利用者	2	24	35	7	68	99
行政機関			4	5		9	1	
その他必要な支援等（通院同行等）		1	46	47		94	78	
連絡調整	利用者		57	77	2	136	222	
	行政機関		85	129		214	423	
	関係機関		155	241	6	402	580	
資料等の作成	相談記録		728	990		1,718	1,337	
	調整会議等資料作成		18	17		35	39	
	その他		3	1		4	41	
合 計		5	1,694	2,485	46	4,230	3,988	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合 計	
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	R4	R3
1 福祉サービス利用等		1	146		29		42	398	616	472
2 障がいや病状の理解に関する相談								1	1	8
3 健康管理・服薬管理相談			3		1		1	1	6	11
4 不安の解消・情緒安定に関する相談			10		5		8	9	32	60
5 子育て・教育・療育に関する相談										1
6 家族・対人関係に関する相談										
7 家計・経済に関する相談										
8 生活技術に関する相談							1		1	1
9 就労に関わる相談			18		4		11	50	83	58
10 社会参加・余暇活動に関する相談										
11 権利擁護・成年後見										
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）								5	5	2
13 財産・金銭管理に関わる相談			2				5	25	32	10
14 家族支援に関する相談					3		15	9	27	4
15 福祉用具に関する相談										
16 手帳・年金申請等			7		2		6	24	39	49
17 介護等										
18 日常生活支援			59		21		44	167	291	284
19 コミュニケーション支援										
20 移動（屋内・屋外）										
21 サービス苦情に関する相談										
22 その他		1	99		32		47	335	514	300
合 計		2	344		97		180	1,024	1,647	1,260
合計の実人員（障がい者）		1	129		27		72	243	472	455
合計の実人員（障がい児）							1	1	1	2

相 談 支 援 事 業 活 動 報 告

事業所名：相談支援事業所 まるまる

(令和4年4月～令和5年3月分)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目		早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計		
						R4	R3	
会 議	個別調整会議		10	34	2	46	47	
	その他の会議		3	9	12	24	17	
相 談 援 助	訪 問	単 独	14	10		24	37	
		合 同		7	4	1	12	8
	来 所	単 独		15	33	2	50	55
		合 同		7	8		15	18
	電 話	利用者	3	50	83	13	149	118
		行政機関		26	22	2	50	59
		関係機関		104	96	4	204	154
	電子メール	利用者	3	21	16	4	44	17
行政機関							1	
その他必要な支援等（通院同行等）			6	19		25	34	
連絡調整	利用者		71	97		168	117	
	行政機関		69	60		129	135	
	関係機関		143	126		269	186	
資料等の作成	相談記録		442	179		621	610	
	調整会議等資料作成		41	3		44	34	
	その他		4			4	2	
合 計		6	1,033	799	40	1,878	1,649	

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計	
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	R4	R3
福祉サービス利用等		231	30	2	88		1	62	414	344
障害や病状の理解に関する相談		1							1	10
健康管理・服薬管理相談		2	2						4	8
不安の解消・情緒安定に関する相談		3							3	2
子育て・教育・療育に関する相談		3			2			20	25	18
家族・対人関係に関する相談		5						7	12	6
家計・経済に関する相談		4							4	3
生活技術に関する相談										
就労に関わる相談		1			2			3	6	12
社会参加・余暇活動に関する相談		28							28	1
権利擁護・成年後見										
居住支援（住宅環境・改造等含む）										
財産・金銭管理に関わる相談										
家族支援に関する相談										
福祉用具に関する相談										
手帳・年金申請等		24						12	36	36
介護等										
日常生活支援		21		1	1			2	25	58
コミュニケーション支援										
移動（屋内・屋外）										1
サービス苦情に関する相談										
その他		9	1	1	2			2	15	2
合 計		332	33	4	95		1	108	573	501
合計の実人員（障害者）		88	10		6		1	25	130	118
合計の実人員（障害児）		23		1	26			26	76	70

令和4年度 すきっぷ事業実績報告

事業項目	事業計画																
<p>1. 特設相談室の開催</p>	<p>各振興局管内の会場に出向いて特設相談室を開設する。 (振興局職員・民生委員・保健師などの協力も得ながら実施) 周知方法：市報・地域の行政放送(前日、当日)・ケーブルテレビ 広報紙すきっぷ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">5月20日</td> <td style="text-align: center;">上浦(0人)</td> <td style="text-align: center;">6月13日</td> <td style="text-align: center;">米水津(0人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月11日</td> <td style="text-align: center;">鶴見(1人)</td> <td style="text-align: center;">9月12日</td> <td style="text-align: center;">宇目(1人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月11日</td> <td style="text-align: center;">弥生(1人)</td> <td style="text-align: center;">11月7日</td> <td style="text-align: center;">直川(0人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月12日</td> <td style="text-align: center;">本匠(0人)</td> <td style="text-align: center;">1月10日</td> <td style="text-align: center;">蒲江(0人)</td> </tr> </table>	5月20日	上浦(0人)	6月13日	米水津(0人)	7月11日	鶴見(1人)	9月12日	宇目(1人)	10月11日	弥生(1人)	11月7日	直川(0人)	12月12日	本匠(0人)	1月10日	蒲江(0人)
5月20日	上浦(0人)	6月13日	米水津(0人)														
7月11日	鶴見(1人)	9月12日	宇目(1人)														
10月11日	弥生(1人)	11月7日	直川(0人)														
12月12日	本匠(0人)	1月10日	蒲江(0人)														
<p>2. 支援学校等支援会議等の参加</p>	<p>・保護者や学校からの依頼によりケース会議に出席し、本人への関わり方や社会資源、専門機関等の紹介等行う。また、特別支援教育に携わる教員を対象とした研修会等に参加し、相談支援センター『すきっぷ』や福祉サービス等の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市子ども特別支援ネットワーク会議 (紙面開催) ・佐伯市スクール・メンタルケア推進充実事業運営協議会 ・支援学校ワーキングフェア ・佐伯支援学校校外学習 																
<p>3. 大分県相談支援事業推進協議会への参加</p>	<p>目的：県内の委託相談支援事業所で構成される推進協の活動及び研修会に参加し、自己研鑽を図るとともに県内全域の相談支援事業所との連携強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・九州ブロック研修会 (ZOOM) ・講師打ち合わせ会議 ・相談支援従事者現任者研修 																

<p>4. 研修会・学習会の実施及び参加、並びに関係会議への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 相談支援に伴う各種の研修 • その他の研修や勉強会 • 稼働能力判定会議
<p>5. サポート事業</p> <p>実施場所 ：すきっぷ</p>	<p>市報・広報紙すきっぷで参加者を募集し講師をお招きして実施。</p> <p>【絵手紙教室】 4回実施</p> <p>6月18日(土) (8人)</p> <p>9月17日(土) (12人)</p> <p>11月19日(土) (10人)</p> <p>2月18日(土) (10人)</p> <p>【将棋大会】 4回実施</p> <p>7月16日(土) (中止)</p> <p>10月15日(土) (7人)</p> <p>12月17日(土) (7人)</p> <p>3月18日(土) (7人)</p> <p>【将棋勉強会】</p> <p>5月21日(土) (4人)</p> <p>11月12日(土) (6人)</p> <p>【アニメ映写会】</p> <p>中止</p>
<p>6. 地域事業への参加・協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人とき事業への参加 役員会 • 自立支援協議会事業への参加 「事務局会議」 「専門部会」 「協議会」にて活動報告及び事例報告 サービス等利用計画部会の事務局として部会の開催及び参加 その他各部会に部会員として参加 • 巡回療育相談 • その他福祉事業への参加

<p>7. すきっぷの 周知啓発 と障がい 者の支援 協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員・児童委員協議会への参加 会長会や15地区の民生委員・児童委員協議会の定例会に参加して 当すきっぷの役割と障がい者への支援協力をお願いします。 ※コロナウイルス感染症の発生状況による中止。 • SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） インスタグラム利用して周知～広報紙も掲載。 • 広報紙すきっぷ、月1回発行 約300部 配布先 市役所 教育委員会 公民館 社会福祉協議会 民生委員 障がい者相談員 福祉事業所 ヘルパーステーション 県南相談支援事業所 その他官公庁や商工会議所など <p>※特集号等を発行した場合は、その関係機関にも配布する。</p>
<p>8. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 『すきっぷ会議』の開催。（コロナ禍で必要事案時のみ開催） 3事業所の施設長・障がい福祉課長・すきっぷ職員で開催。 毎月の実績と相談支援の状況と問題点等を協議し、利用者の利便性や 相談支援のあり方等について検討する。 ただし、問題点が発生した場合はその都度開催する。 • 各福祉サービス事業所の催しのPRや参加 （取材して広報紙で周知）

令和5年度 すきっぷ事業計画

事業項目	事業計画																
<p>1. 特設相談室の開催</p>	<p>各振興局管内の会場に出向いて特設相談室を開設する。 (振興局職員・民生委員・保健師などの協力も得ながら実施) 周知方法：市報・地域の行政放送(前日、当日)・ケーブルテレビ 広報紙すきっぷ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">5月 8日</td> <td style="text-align: center;">上浦(2人)</td> <td style="text-align: center;">6月12日</td> <td style="text-align: center;">米水津(2人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月10日</td> <td style="text-align: center;">鶴見(人)</td> <td style="text-align: center;">9月11日</td> <td style="text-align: center;">宇目(人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月16日</td> <td style="text-align: center;">弥生(人)</td> <td style="text-align: center;">11月13日</td> <td style="text-align: center;">直川(人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月11日</td> <td style="text-align: center;">本匠(人)</td> <td style="text-align: center;">1月15日</td> <td style="text-align: center;">蒲江(人)</td> </tr> </table>	5月 8日	上浦(2人)	6月12日	米水津(2人)	7月10日	鶴見(人)	9月11日	宇目(人)	10月16日	弥生(人)	11月13日	直川(人)	12月11日	本匠(人)	1月15日	蒲江(人)
5月 8日	上浦(2人)	6月12日	米水津(2人)														
7月10日	鶴見(人)	9月11日	宇目(人)														
10月16日	弥生(人)	11月13日	直川(人)														
12月11日	本匠(人)	1月15日	蒲江(人)														
<p>2. 支援学校等支援会議等の参加</p>	<p>・保護者や学校からの依頼によりケース会議に出席し、本人への関わり方や社会資源、専門機関等の紹介等行う。また、特別支援教育に携わる教員を対象とした研修会等に参加し、相談支援センター『すきっぷ』や福祉サービス等の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市子ども特別支援ネットワーク会議 ・佐伯市スクール・メンタルケア推進充実事業運営協議会 ・支援学校ワーキングフェア ・佐伯支援学校校外学習 																
<p>3. 大分県相談支援事業推進協議会への参加</p>	<p>目的：県内の委託相談支援事業所で構成される推進協の活動及び研修会に参加し、自己研鑽を図るとともに県内全域の相談支援事業所との連携強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・九州ブロック研修会 ・講師打ち合わせ会議 ・相談支援従事者現任者研修 																

<p>4. 研修会・学習会の実施及び参加、並びに関係会議への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 相談支援に伴う各種の研修 • その他の研修や勉強会 • 稼働能力判定会議
<p>5. サポート事業</p> <p>実施場所 ：すきっぷ</p>	<p>市報・広報紙すきっぷで参加者を募集し講師をお招きして実施。</p> <p>【絵手紙教室】 4回実施</p> <p>5月27日(土) (9人)</p> <p>7月22日(土) (人)</p> <p>11月25日(土) (人)</p> <p>2月24日(土) (人)</p> <p>【将棋大会】 4回実施</p> <p>6月24日(土) (8人)</p> <p>10月28日(土) (人)</p> <p>12月23日(土) (人)</p> <p>3月23日(土) (人)</p> <p>【将棋勉強会】</p> <p>4月15日(土) (6人)</p> <p>月 日(土) (人)</p> <p>【アニメ映写会】</p>
<p>6. 地域事業への参加・協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人とき事業への参加 役員会 • 自立支援協議会事業への参加 「事務局会議」 「専門部会」 「協議会」にて活動報告及び事例報告 サービス等利用計画部会の事務局として部会の開催及び参加 その他各部会に部会員として参加 • 巡回療育相談 • その他福祉事業への参加

<p>7. すきっぷの周知啓発と障がい者の支援協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員・児童委員協議会への参加 会長会や17地区の民生委員・児童委員協議会の定例会に参加して当すきっぷの役割と障がい者への支援協力をお願いします。 (6月から順次) • SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) インスタグラム利用して周知～広報紙も掲載。 • 広報紙すきっぷ、月1回発行 約300部 配布先 市役所 教育委員会 公民館 社会福祉協議会 民生委員 障がい者相談員 福祉事業所 ヘルパーステーション 県南相談支援事業所 その他官公庁や商工会議所など <p>※特集号等を発行した場合は、その関係機関にも配布する。</p>
<p>8. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 『すきっぷ会議』の開催。(原則2ヶ月に1回開催) 3事業所の施設長・障がい福祉課長・すきっぷ職員で開催。 毎月に実績と相談支援の状況と問題点等を協議し、利用者の利便性や相談支援のあり方等について検討する。 ただし、問題点が発生した場合はその都度開催する。 • 各福祉サービス事業所の催しのPRや参加 (取材して広報紙で周知)

令和5年度 佐伯市地域自立支援協議会
 専門部会の活動計画（4月～3月）

部 会 名	<p style="text-align: center;">地域生活支援部会兼合同部会</p> <p style="text-align: center;">部会長 染矢 雅彦 (社会福祉法人翔南会 らいふさぼーと番匠の里)</p>
部会の参加者 (構成員)	市内障がい者支援事業所、佐伯市障がい者相談支援センターすきっぴ、佐伯市社会福祉協議会、佐伯市障がい福祉課など
令和5年度の計画など (箇条書)	<p>前年度に引き続き、 「地域生活支援拠点整備事業」における、 ① 緊急時の受入れ・対応事業 ② 体験の機会・場の提供事業 の2点について、R6年度より具体的に事業として動かして行けるよう体制を構築することを予定している。11月までには予算化する必要がある。</p> <p>また、「協議の場」として部会を充て(年度中1～2回)、精神障がいの方の地域定着支援についての事例検討を行い、地域課題を洗い出す。</p>
活動内容	<p>R4年度に、①緊急時の受入れ・対応事業において、いずれもマンパワー不足に悩む入所施設やグループホームの他に通所事業所や児童の預かりサービスでも宿泊の受入れを可能にすべく、予算化の素案まで漕ぎつけた。が、これはその対象者（緊急時の受入れが必要となった者）が通所事業所等を利用していることが前提で受入れ可能になるものであり、公平性を欠く面がある。このため、通所事業所等を利用していない対象者にもサービスを受けることができる仕組みを先に整えることとなった。②の体験の機会・場の提供については、現状でも可能な範囲で実際に動いている。これについては①の整備と共に整えることが可能と考える。これらの課題に関しては地域生活支援部会のみでの検討は難しいため、1/19にサービス等利用計画評価部会との合同部会を開催し、情報の共有と協議を行った。これにより新たな検討事項も出ている。</p> <p>今年度の検討事項としては、●窓口はどこが担当するのか●夜間対応の体制●事業所を利用していない対象者の支援を誰が行うのか●緊急時の定義の明確化●受け入れ時の感染症検査の件●報酬の詳細●対象者の登録の書式、マッチング 等についてとなっている。今年度はこれらについて詳細を詰め、来年度より実際に事業として動かして行くことができるように協議を行う。</p> <p>また、「協議の場」として部会を充て(年度中1～2回)、精神障がいの方の地域定着支援についての事例検討を行い、地域課題を洗い出す。この際には、保健師に参加を依頼する。</p>
協議会に提案する事項等	必要に応じて協議会の他の作業部会との合同部会を開催したい。(4年度にサービス等利用計画評価部会と行ったように)

令和5年度 佐伯市地域自立支援協議会
 専門部会の活動計画及び活動(4月～3月)

部 会 名	<p style="text-align: center;">こども支援部会</p> <p style="text-align: center;">部会長 戸山 美穂 (さつき園小島)</p>
<p>部会の参加者 (構成員)</p>	<p>保護者会・大分県南部保健所・佐伯支援学校・市内障がい者施設事業所 日中一時支援事業所・児童発達支援センター・児童クラブ・保育所(こども園) 幼稚園・小学校・中学校・佐伯市教育委員会・佐伯市こども福祉課 佐伯市健康増進課・佐伯市障がい福祉課など</p>
<p>令和5年度 の計画など (箇条書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 部会開催(※基本的には1回/2か月程度の集まりになる予定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会の実施(こどもの支援に関わる地域スタッフのスキルアップを目的として実践に活かせる内容) ・ 事例検討会(事業所同士の連携強化をテーマに情報共有をしていく) ・ 必要に応じて小グループ(事業所部会など)で集まり協議を行う ・ 「協議の場」の事例検討 など
<p>活動内容</p>	<p>(第1回部会) 令和5年6月14日実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の活動方針の決定 ・ 「協議の場」についての説明(市障がい福祉課保健師より) ・ 講演会の講師についての情報収集 ・ 事業所部会の開催(日曜日開所についての協議) <p>(※基本的には1回/2か月程度の集まりになる予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ②第1回情報共有及び事例検討会(8月) ③第2回情報共有及び事例検討会(10月) ④第3回情報共有及び事例検討会(12月) ⑤第4回情報共有及び事例検討もしくはまとめの会(2月) <p>※講習会は今年度は開催せず、情報共有及び事例検討会の回数を増やす。 また、事例検討会の中で、前年度協議会に提案した協議事項である「医療的ケア時、不登校児、行き渋りの方」について協議をしていく。</p>
<p>協議会に提案 する事項等</p>	<p>まだ部会を開催できていないため提案する事項はありませんが今年度中に協議会に少しでも提案を行い、みんなにとって何か前進できるような部会にしていきたいと思ます。</p>

**令和5年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画(4月～3月)**

部 会 名	サービス等利用計画部会 部会長 染矢 佐也加 (のびのびランド)																							
部会の参加者 (構成員)	指定特定相談支援事業所、佐伯市社会福祉協議会、南部保健所 佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷ、佐伯市障がい福祉課等																							
令和5年度 の計画など (箇条書)	(1) 事例検討(「協議の場」に関連した検討含む) (2) 事例を通じた佐伯市のサービス提供体制の課題の整理 (3) 相談支援の質の向上 (4) 地域移行・地域定着支援の推進																							
活動内容	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">開催日(予定)</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回 5月23日</td> <td>今年度の活動内容決定</td> </tr> <tr> <td>2回 6月20日</td> <td>居宅介護(ホームヘルプ)サービス不足の解決に向けた協議① 生活介護・訪問入浴・居宅介護サービスの利用状況の確認と 既存サービスの活用について</td> </tr> <tr> <td>3回 7月18日</td> <td>居宅介護(ホームヘルプ)サービス不足の解決に向けた協議② 居宅介護サービス事業所責任者との情報交換</td> </tr> <tr> <td>4回 8月22日</td> <td>事例検討① 困難事例だけでなく、うまくいった事例も</td> </tr> <tr> <td>5回 9月19日</td> <td>事例検討②</td> </tr> <tr> <td>6回 10月17日</td> <td>講演会 テーマ:発達障がい・アルコール依存症・居住支援関連から選択</td> </tr> <tr> <td>7回 11月21日</td> <td>地域生活支援事業について 佐伯市の社会資源の共有と他市町村の取り組みについて</td> </tr> <tr> <td>8回 12月19日</td> <td>災害時の個別避難計画について</td> </tr> <tr> <td>9回 1月16日</td> <td>今年度のまとめと来年度に向けて</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">毎月第3火曜日を基本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 事例検討…2回(8・9月)身体・知的・精神・児童 児童福祉～障がい者福祉サービスへの移行・家族支援の在り方・長期入院から地域 移行した事例等</p> <p>(2) 事例を通じた佐伯市のサービス提供体制の課題の整理 地域内の社会資源の現状と課題を整理し、自立支援協議会へ提言する。</p> <p>(3) 相談支援の質の向上 困難ケース等の対応の共有により、相談支援体制のレベルアップを図る。 佐伯市の社会資源の共通理解を図り、効果的な相談計画に活かす。</p> <p>(4) 地域移行・地域定着支援の推進 「地域移行・地域定着支援WG」を兼任し、「精神障がい者にも対応した地域包括ケア 推進事業」「協議の場の活性化」を進める。</p>		開催日(予定)	内 容	1回 5月23日	今年度の活動内容決定	2回 6月20日	居宅介護(ホームヘルプ)サービス不足の解決に向けた協議① 生活介護・訪問入浴・居宅介護サービスの利用状況の確認と 既存サービスの活用について	3回 7月18日	居宅介護(ホームヘルプ)サービス不足の解決に向けた協議② 居宅介護サービス事業所責任者との情報交換	4回 8月22日	事例検討① 困難事例だけでなく、うまくいった事例も	5回 9月19日	事例検討②	6回 10月17日	講演会 テーマ:発達障がい・アルコール依存症・居住支援関連から選択	7回 11月21日	地域生活支援事業について 佐伯市の社会資源の共有と他市町村の取り組みについて	8回 12月19日	災害時の個別避難計画について	9回 1月16日	今年度のまとめと来年度に向けて	毎月第3火曜日を基本	
開催日(予定)	内 容																							
1回 5月23日	今年度の活動内容決定																							
2回 6月20日	居宅介護(ホームヘルプ)サービス不足の解決に向けた協議① 生活介護・訪問入浴・居宅介護サービスの利用状況の確認と 既存サービスの活用について																							
3回 7月18日	居宅介護(ホームヘルプ)サービス不足の解決に向けた協議② 居宅介護サービス事業所責任者との情報交換																							
4回 8月22日	事例検討① 困難事例だけでなく、うまくいった事例も																							
5回 9月19日	事例検討②																							
6回 10月17日	講演会 テーマ:発達障がい・アルコール依存症・居住支援関連から選択																							
7回 11月21日	地域生活支援事業について 佐伯市の社会資源の共有と他市町村の取り組みについて																							
8回 12月19日	災害時の個別避難計画について																							
9回 1月16日	今年度のまとめと来年度に向けて																							
毎月第3火曜日を基本																								
協議会に提案 する事項等																								

**令和5年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画(4月～3月)**

部 会 名	就労支援部会 部会長 青木 清一郎 (特定非営利活動法人 清望会)
部会の参加者 (構成員)	佐伯公共職業安定所、佐伯支援学校、市内障がい者施設事業所、 おおいた地域若者サポートステーション県南常設サテライト、 大分県立佐伯高等技術専門校、佐伯商工会議所、障がい者就業・生活支援センター じゃんぷ、ジョブカフェおおいた佐伯サテライト、佐伯市社会福祉協議会、 佐伯市商工振興課・総務課・障がい福祉課、その他関係団体など
令和5年度 の計画など (箇条書)	<p>★3つの柱に沿って活動を実施</p> <p>①啓発活動 昨年度に作成した広報誌「就労応援！わくわくワーク佐伯」の修正</p> <p>②企業との交流 ・企業見学会 ・佐伯市障がい者面接会 ・地域連絡会議</p> <p>③チーム支援の実施 ・部会を「協議の場」とし事例検討会を開催</p>
活動内容	<p>【第1回部会】令和5年5月30日(火)16:00～17:00 ○障害福祉サービスの現状と課題について情報共有(障がい福祉課) ○「協議の場」における個別事例検討会の開催について説明</p> <p>○今年度の活動内容の協議 ・近年、コロナの影響等により部会が年4回となっていた。今年度は回数を増やし年6回開催とする。 ・昨年度は啓発活動(広報誌作成)を重点的に行ったが、今年度は3つの柱を基本にバランスよく取り組む。特に③チーム支援の実施で事例検討を行い、就労に関する地域課題の把握や部会内で取り組めることを検討する。 ・企業との交流として行ってきた企業見学会や地域連絡会は今年度も実施予定。</p> <p>【第2回部会】令和5年6月20日(火)16:00～17:00 ○佐伯市役所農政課より情報提供 ・さいき農林業サポート人材バンクについて ○個別事例検討(じゃんぷより事例提供)</p>
協議会に提案 する事項等	

令和5年度 佐伯市地域自立支援協議会
 専門部会の活動計画及び活動(4月～3月)

部 会 名	<p style="text-align: center;">権利擁護・虐待防止部会</p> <p style="text-align: right;">部会長 山口 舞子(さつき園小島)</p>
部会の参加者 (構成員)	市内障がい施設事業所、佐伯市社会福祉協議会、市障がい福祉課、市福祉保健企画課
令和5年度の計画など (箇条書)	<p>● 部会開催(1回/月)</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人制度の講習を通じて部会員への制度理解周知 ・身近な不便スポットの洗い出し ・虐待事案等の収集・発表 ・「協議の場」の事例検討 など
活動内容	<p>(第1回部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の活動内容の振り返り及び確認 ・ 令和5年度の活動内容の検討 <p>(第2回部会) 令和5年5月11日実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「協議の場」についての説明(市障がい福祉課) ・ 今年度の研修内容の検討(内容や講師について) <p>(第3回部会) 令和5年6月8日実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の日程調整 ・ 身近な不便スポットについて(次回の部会に向けて意見交換) ・ 障がい者用トイレについて(次回の部会で観光パンフレット等確認) <p>※基本的には部会実施は毎月第2木曜日を予定している</p>
協議会に提案する事項等	

佐伯市 「協議の場」 の設置に向けて（案）

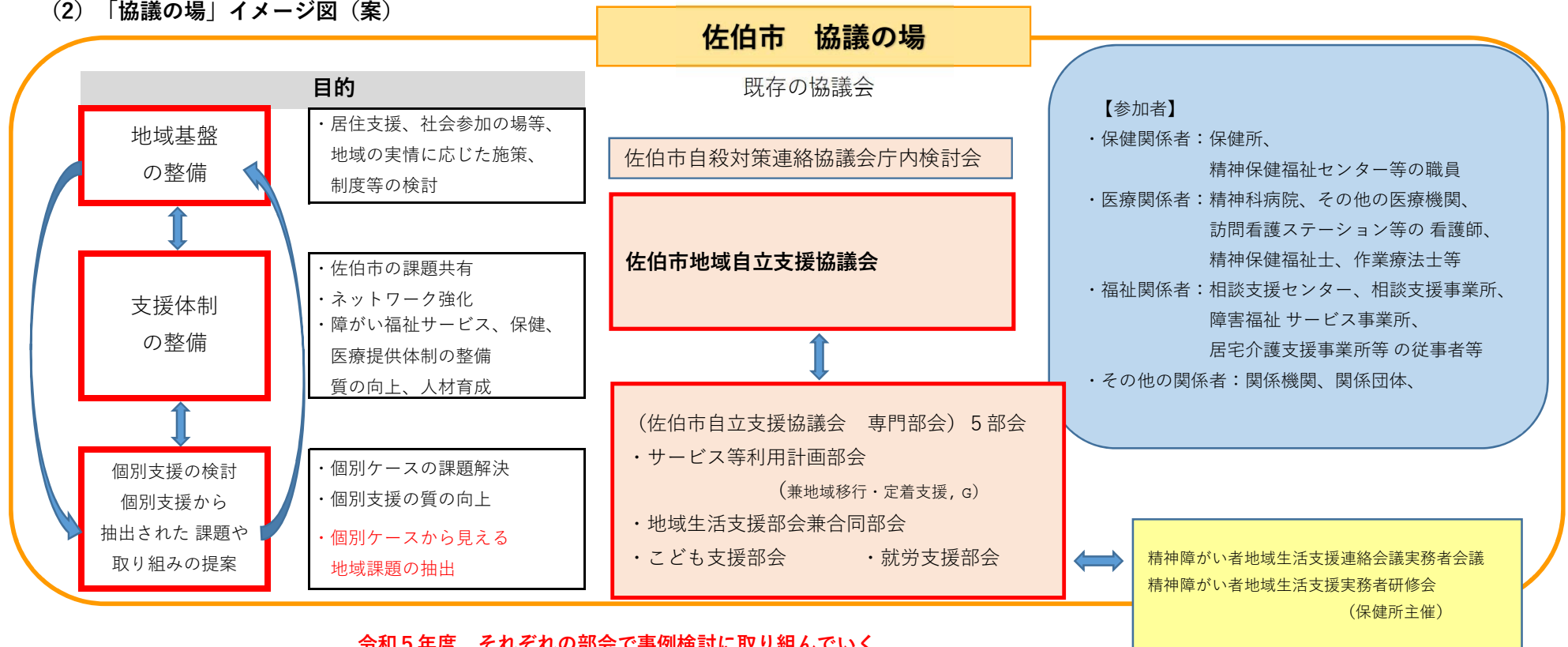
R5.7.13

(1) 設置理由・目的

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、さまざまな相談窓口、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。

国の「第5期障害福祉計画」の基本指針では、このシステムの推進のため、各市町村に保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の設置が求められています。地域の課題を検討し、具体的な支援体制の整備や関係機関の連携を深めるため、既存の協議会の活用・連動を以って「佐伯市 協議の場」を設置します。（R5年度 設置主体 佐伯市）

(2) 「協議の場」イメージ図（案）



令和5年度 それぞれの部会で事例検討に取り組んでいく

その結果見えてきた地域課題について、年度末の自立支援協議会にて報告する

(3) 協議内容

- | | | |
|---------------------|-------------------|---------------------------|
| ①障がい者の相談に関すること。 | ②家族支援に関すること。 | ③住まいの確保に関すること。 |
| ④普及啓発に関すること。 | ⑤ピアサポートの活用に関すること。 | ⑥関係機関によるネットワークの構築等に関すること。 |
| ⑦社会資源の開発及び改善に関すること。 | ⑧社会参加に関すること。 | ⑨その他 |

佐伯市の地域移行・地域定着支援の実施状況について

佐伯市 障がい福祉課

(1) 佐伯市における入院・通院患者数の推移

	精神疾患患者数			1年以上の長期入院者		・患者数は、H20～30年まで、県平均を下回っていたが、R1～2年は上回る。 ・入院患者数は横ばい ・1年以上の長期入院者も減っていない ・入院患者の半数以上（53%）が統合失調症 ・65歳未満では、約7割が市外の医療機関に入院
	入院	通院	合計	人数	入院全体に占める割合	
H30	272	1,930	2,202	202	74%	
R1	274	1,292	1,566	197	72%	
R2	254	1,304	1,558	179	70%	
R3	258	1,304	1,562	192	74%	
R4						

資料:リムラッド

(2) 地域移行・地域定着支援サービス利用実績

		佐伯市障がい福祉計画						佐伯市内事業所数	
		第5期			第6期			H30.3月	R5.3月
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
地域移行支援	実	2	1	5	6	2	①佐伯市障がい者 相談支援センター すきっぷ ②ほっぷ		
	延	8	1	16	21	7			
地域定着支援	実	0	0	0	0	0			
	延	0	0	0	0	0			

資料： 障害者福祉管理システム 各年度4月～3月請求件数(3障害計)
「地域で暮らすために」福祉サービス関連事業所一覧

H30年度からR4年度までの5年間の地域移行支援の利用者は16人です。

佐伯市障がい福祉計画(第6期)では、地域移行支援サービス・地域定着支援サービスの利用を1人/月(12人/1年間)と見込んでおり、目標値を下回っています。

ただしこの実績は、精神科病院に1年以上入院している方に対し、一般相談員(佐伯市ではすきっぷ・ほっぷ)が行う退院支援で、報酬算定したものに限定されます。

入院前に福祉サービスを利用しており、退院後も引き続きサービスを利用する方で、特定相談員が担当する場合や、入院期間が1年未満の場合は、この実績には含まれません。

(3) 地域移行・地域定着支援を支える福祉サービスの現状

地域移行・地域定着支援を推進するためには、住まいの確保・社会参加(就労)等の社会資源が必要となります。

佐伯市では、この4年間でグループホームの事業所数が4か所増えたため、年々利用者数も増加しています。

しかし、ホームヘルプと就労移行支援の事業所数・利用者数は減少し、佐伯市内での新規サービス利用が厳しくなっています。

また、佐伯市内に宿泊型自立訓練・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援の事業所がないため、市外の事業所を利用しています。

		佐伯市障がい福祉計画					佐伯市内 事業所数		
		第5期			第6期		H30.3月	R5.3月	
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			5年度
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	実	136	147	145	161	166	10	12
		延	1,459	1,545	1,597	1,748	1,812		
	宿泊型自立訓練	実	6	8	7	7	4	0	0
		延	52	74	65	55	38		
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	実	101	102	90	85	77	17	10
		延	1,026	1,003	926	832	840		
	行動援護	実	16	19	17	19	13	2	2
		延	174	185	165	166	136		
日中活動系	自立訓練 (生活訓練)	実	4	7	8	9	6	0	0
		延	24	41	81	73	37		
	就労移行支援	実	18	19	23	13	6	1	0
		延	142	147	99	81	47		
	就労定着支援	実	3	3	10	13	13	0	1
		延	17	36	100	123	97		
	就労継続支援 A型	実	41	39	40	45	34	2	1
		延	397	409	421	436	379		
	就労継続支援 B型	実	294	304	307	308	326	10	10
		延	3,159	3,261	3,254	3,239	3,470		
計画相談支援	実	703	729	723	737	738	9	9	
	延	1,465	1,809	1,848	1,921	1,876			
福祉サービス合計	実	751	761	752	759	748			
	延	13,621	14,056	14,043	14,005	14,051			

この5年間、計画相談支援件数、福祉サービス全体の利用者数は横ばいです。

(4) 今後の地域移行・地域定着支援の取り組みについて

精神障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療や保健・予防等の健康問題だけでなく、障がい福祉・介護の生活支援の観点や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたものを目指していく必要があります。(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築)

地域の課題を検討し、具体的な支援体制の整備や関係機関の連携を深めるため、R5年度に精神科医療関係者、訪問看護事業所、福祉関係者、行政関係者等で構成する「佐伯市 協議の場」を設置し、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 19 日
改正 平成 21 年 7 月 25 日
改正 平成 24 年 7 月 25 日
改正 平成 25 年 3 月 29 日
改正 平成 27 年 3 月 30 日

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第 3 号から第 6 号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員

の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。